

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	財政部 税務課
監査の種類	令和4年度 行政監査（4監第97号 令和5年2月22日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和6年6月26日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
5 残高の確認及び不明金の特定について 残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。	令和6年 6月26日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 残高の確認及び不明金の特定について</p> <p>個別調査を行った歳計外科目において、一部では残高内訳の判明した事例が見受けられたが、多くは残高と内訳が一致しておらず、また、不一致が解消されないまま、過年度から残高が繰り越されているため、必要な情報が不足し、未収及び未払の有無をはじめとする原因の特定が困難な事例が認められた。</p> <p>このため、早急に未収及び未払の有無や不一致の原因を調査・究明し、特定された原因に応じ、残高とその内訳が一致するよう必要な措置を講じること。</p> <p>また、未収及び未払の有無の確認や不一致の原因究明が困難な場合には、不明金を特定した上で、不明金の受払いに係る消滅時効等を踏まえ、関係者及び庁内関係部署と十分な協議を行い、必要な対応を講じること。</p>	<p>【税システム分保管金 市民税・県民税徴収金】</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>個人の県民税は、市民税と併せて市が賦課徴収することとなっております。徴収した税は、一時「歳入歳出外現金」として保管し、受入月の翌月に県民税分を県へ払い込み、残りは市民税分として市の歳入に振り替えております。</p> <p>市民税・県民税は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「税情報システム」：納税義務者単位に収入状況を管理するもの</li> <li>・ 「財務会計システム」：実際の現金の流れを管理するもの</li> </ul> <p>の2つのシステムで収入等を管理しておりますが、このうち「財務会計システム」で管理している受入額は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日々、現金徴収した金額 から</li> <li>・ 納税者が、指定金融機関窓口で現金として受け取った還付金分</li> </ul> <p>を差し引いた金額となっております。</p> <p>（市税の過誤納還付金は、当該市税の収入金から立て替えて支出することができる旨規定されており（繰替払）、指定金融機関から市へは、繰替払後の現金が入金されます。）</p> <p>一方、歳計外現金科目【市民税・県民税徴収金】で受け入れた現金を、県へ払い込んだり市歳入へ振り替えたりする際の算定根拠は、「税情報システム」上で集約した数値を用いており、繰替払分を考慮しておりません。</p> <p>このため、2つのシステムで集約される数字には毎月差異が生じることから、最終的に差異を一致させる作業が必要となりますが、この調整作業は、年に一回、出納閉鎖後に実施し、決算処理を行ってまいりました。</p> <p>当課はこれまで、「納税義務者単位の収納管理」については、地方税法等の関係法令に基づき誤りなく実施してきたところです。</p> <p>しかしながら、「歳計外現金の受払」につい</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>ては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時膨大な受入があること</li> <li>・ 払い出しまでにタイムラグがあること</li> <li>・ そのため、科目内には常に残額が存在していること</li> </ul> <p>等々の状況もあり、これまで具体的に精査する機会を確保してこなかった面も認められることから、今般の指摘事項に至ったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>監査結果報告書に記載の「令和3年度末現在、不明金額16,398,093円」について、内容を調査しました。</p> <p>その結果、「8,457,700円」分については、年度明け（令和4年4月）に払い出す「退職分離課税分」であることを特定いたしました。</p> <p>差額である7,940,393円について、引き続き調査を進めたところではありますが、市民税・県民税は調定件数が毎年15万を超え、かつ、毎月調定金額が変わることから、年度の途中において1件ずつ内訳を調査・検証していくことは難しく、これ以上の照合はできない状況となっていました。</p> <p>については、不明金の特定を目的として、令和6年2月に新たな歳計外科目を設定し、令和5年度の出納閉鎖において、2つのシステムで集約される金額の差異の一致作業を実施した結果、「4,932,484円」を不明金と特定したことから、当該不明金については、関係部署との協議及び顧問弁護士との相談を踏まえて、一般会計の歳入に繰入れることとし、令和6年5月31日付で公金振替処理を行いました。</p>